

新型コロナウイルス感染症 感染予防
弓道大会開催にあたっての注意事項

1 大会全般について

- (1) 開会式・閉会式は行わず、入賞者の表彰のみとする。
優勝旗等については、前年度優勝校が競技開始前に事前に本部へ返還すること。
- (2) 大会に参加できるのは、監督・引率責任者・選手（登録選手）・応援生徒（学校生徒）・競技役員（審判）・競技補助役員のみとする。応援として、選手・応援生徒以外の生徒、監督・引率責任者以外の教職員、保護者、卒業生等は会場・選手控えへは来場できないが、観覧席へは来場を可とする。
- (3) すべての大会参加者は事前に検温・健康チェックをすませること。マスクの着用に関して強制する事はないが、各自感染防止対策を講じること。（厚生労働省令和5年2月10日発行資料を参照のこと）
- (4) 入場者に対して、発熱等の症状が見られる場合には入場を制限する場合もある。

2 大会参加について

- (1) 引率責任者は、大会期間全ての日程において各学校は大会参加者（保護者・卒業生等を除く）の検温・健康チェックを事前に行っておく事。大会本部への報告は必要としないが、感染経路等を確認する場合には尋ねることもあるので、各学校で試合前2週間の検温記録については試合後2週間が経過するまでは記録を残しておくこと。
なお、専門委員長は大会運営に支障がある場合にはその結果を各ブロック理事長に報告する（県大会の場合は理事長に報告する）
- (2) 当日、生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応
 - ア 発熱等の症状がみられる場合、大会出場を認めない。（各学校で指示しておくこと。）
 - イ 当日、急に症状が出た場合は、保護者に連絡し帰宅させる。
※その後、コロナウイルスに感染したことが確認された場合は各学校や行政機関指示に従うこと。その経過等については、ブロック理事長（県大会の場合は理事長）を通じて高体連に報告すること。
- (3) その他の注意喚起について
 - ア 十分な距離（フィジカルディスタンス）の確保を行う。
 - イ 弓具およびタオルの共用を避けること。
 - ウ 飲食については、所定の控え場所以外で行わず、周囲の人と距離をとり対面を避けて飲食を行うこと。また、飲食中の会話や飲み回しなどの飲食物の共有を控えること。また、飲食に伴うゴミ等については各自で持ち帰ること。
（会場内のゴミ箱は使用禁止とする。※自動販売機横のゴミ箱等も含めて）

3 大会参加申込について

- (1) 顧問は必ず、選手及び保護者から大会参加の同意書【別添2】を取り、校長責任のもと申し込みを行うこと。同意書は各学校で保管すること。
- (2) 大会参加を強要することがないよう配慮すること。

4 競技会場について

- (1) 控えの椅子の間隔については十分な距離を確保し、チームごとの間隔も空け控えを準備する。
- (2) 射場内に設置してある窓・扉などについては開けたままにする。

5 競技について

- (1) 原則として、射手の間隔1.8m以上確保する。ただし、射場の構造上2m確保できない場合は、射手の間隔を1.6m以上あけるものとする。
- (2) 選手へのマスクの着用に関して、強制する事はないが、各自感染防止対策を講じること。射場への入場前・退場後についてもマスクの着用に関しては各自の判断とする。
- (3) 原則として、入場口と退場口については別とする。ただし射場の構造上、退場する選手と入場する選手が交錯する場合は、前立の退場が終わってから入場をする。
- (4) 発声による応援は行わない。ただし、拍手での応援は認める（手拍子は認めない）。

6 競技運営・審判等について

- (1) 審判は業務に当たる際、マスクの着用に関して、強制する事はないが、各自感染防止対策を講じ、審判業務を行うものとする。ただし、発声を行う業務（進行・招集等）についてはマスクを着用して業務にあたるものとする。
- (2) 補助役員については、アルコール等による手指消毒を実施し業務に当たる。
- (3) 競技役員へのお弁当・飲料の配布等を行わない（食料費として別途支給する）。

7 競技会場以外の大会会場について

(1) 観客席について

- ア 座席がある場合は周囲との距離を意識して着席すること。また、立って応援を行う場合については、応援者の間隔を1 m程度あけて応援すること。
- イ マスクの着用に関して、強制する事はないが、各自感染防止対策を講じること。
- ウ 観客席が狭く、上記の対応を行っても密を防ぐことが困難である場合には、観客席を制限する等の措置を講じる場合もある。

(2) 更衣室について

- ア 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避ける。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じる。また、可能な限り事前に更衣をすませて参加し、競技終了後は更衣をせずに帰宅させる等の依頼をする。
- イ 室内またはスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手等）についてはこまめに消毒する。
- ウ 換気扇を常に回す、換気用の窓を開けるなど十分な換気を行う。

(3) 選手控えについて

- ア 選手の控え場所については所定の場所を利用すること。可能な限り密接・密集を避け、会話を控えること。

(4) 手洗い場・トイレ等について

- ア 手洗い場にはハンドソープを準備し、こまめな手洗いを掲示物等で喚起をうながす。
- イ 手洗い場等には共用のタオルを設置しない。参加者へ手洗い後に手を拭くためのタオルの持参をうながす。また、手指を乾燥させる設備等については使用しないようにする。
- ウ トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。
- エ トイレの蓋がある場合については、蓋を閉めて汚物を流すように指示する。

(5) 救護室について

- ア 緊急対応用の救護室を1室以上確保する。感染が疑わしい者についてはすぐに隔離し、他の参加者と接触がないようにするとともに、すぐに帰宅させる。